

II. 本研究スーパービジョン班メンバーによるBSおよびKJ整理

1. 対実習生

1-①	実習プログラムの確認
1-②	実習プログラムに沿った実習内容・体験事項の確認
1-③	実習ノート(日誌)の記入状況および内容の確認
1-④	実習ノート(日誌)での(指導者・担当者の)指導内容の確認
1-⑤	実習目標・テーマと照らし合わせて、プログラム上未体験事項の確認
1-⑥	実習生の今後の実習プログラムの確認
1-⑦	実習生の実習プログラム・内容に対する満足度の確認
1-⑧	実習指導者等の指導方法についての満足度の確認
1-⑨	これまでの実習内容から得た、新たな学びや気づきについての確認
1-⑩	以降の実習に対する意気込みやテーマ変更・追加の確認
1-⑪	実習生の今後の実習に関して実習指導者に対する要望事項等の確認
1-⑫	実習指導者からの実習生に対する評価・要望等についての実習生への間接伝達
1-⑬	身体的・精神的健康状態の確認
1-⑭	利用者・職員等との関係形成に関する問題の有無確認
1-⑮	その他実習上の困難に関する聴取
1-⑯	これまでにあったトラブル、口頭での指導(叱られた事項など)の確認

2. 対指導者

2-①	実習生の適性・力量等に関する全体的印象の聴取
2-②	実習生の実習態度等に関する意見・要望の聴取
2-③	実習プログラムおよびその意図・ねらいや、日々の指導方法に関する聴取
2-④	実習生からの要望事項等の間接伝達
2-⑤	実習プログラムや指導方法に関する学校側の要望伝達(説明)
2-⑥	実習ノートのコメントの記載方法に関する学校側の要望伝達(説明)
2-⑦	毎日の振り返りやスーパービジョンの実施に関する学校側の要望伝達(説明)
2-⑧	学校側への要望(事前・事後指導の方法や内容、配属決定方法等)の聴取
2-⑨	評価の視点や評価表記入方法についての説明

3. 対施設・機関

3-①	実習先所属長(または実習指導者の上席者)への挨拶
3-②	実習先所属長(または実習指導者の上席者)への実習意図の説明
3-③	実習指導にあたる関係職員への挨拶
3-④	実習指導にあたる関係職員への実習意図等の説明
3-⑤	来年度の実習依頼
3-⑥	今後の実習受入方針の聴取や実習内容に関する協議
3-⑦	実習先機関・施設の案内パンフレット、事業報告書、広報誌等の収集
3-⑧	実習先機関・施設の見学または組織・事業概要・援助内容等に関する聴取
3-⑨	実習謝金の持参
3-⑩	実習先への手みやげの持参??

(川崎医療福祉大学 川上富雄)
(愛知みずほ大学 西原香保里)

5) 結論

これまでの実習スーパービジョンのミニмум・スタンダードの案の作成と、そのミニмум・スタンダードの案に対して、加盟校に属する実習教育に携わって5年以上の経験を有する教員へのアンケート調査による評価と検証を通して、以下のような結論と残された課題を述べておくこととする。

先ず結論の第一としては、実習教育に関わるミニмум・スタンダードの必要性についてであるが、今回の調査の回答では、ほとんどが意義を認めているという結果になっている。

教員へのアンケート結果によると、ミニмум・スタンダードの意義について積極的に評価するコメントとしては、整理すると以下の内容にほぼ絞られる。

第一には、教員間・教育機関間の実習教育・実習スーパービジョンの内容の差を埋めること、つまり標準化するためにも必要であり、さらに実習教育内容の向上に寄与するという評価である。全体では、この点についての意見が最も多く、逆に言えば、養成校の急速な増加や実習を担当する教員の増加に伴って、実習教育の質と内容が未だに十分にコンセンサスが得られていない状況を反映しているとも言えよう。

また、実習教育のプログラム、内容を検討する際の指標としても活用されるとの意見もあった。

続いて、教員・教育機関として自らの実習教育・実習スーパービジョンの内容を自己点検・評価する指標として用いるために有効であるという評価である。

さらに、学生や実習機関・施設など第三者への情報公開としての意義、コンセンサスの形成に役立つとの評価である。また、数は少ないが、近年の大学における教育の質の第三者評価の指標としての意義を述べた意見もあった。

また、否定的・消極的な意見としては、例えば、実習スーパービジョンのミニмум・スタンダードを設定することによって、その内容さえクリアすれば良いという発想に陥り、それ以上の質を求めなくなるという危険性があるとの指摘や、逆に学生の個別性に対応しにくくなるとの意見があった。

関連する意見として、ミニмум・スタンダードという設定にするのは疑問であり、ガイドラインという性格で設定するという意見もあった。重要な指摘であり、各教育機関の自主的な教育内容の質の向上を促すような設定、例えば、学生の個別性に対応するようなスーパービジョンの体制や内容を保障するというような内容について工夫がなされる必要もあるだろう。

今後の課題の第二として、この実習スーパービジョンのミニмум・スタンダードの内容、活用法について、さらに検討をする必要があるという点である。

内容については、大項目・中項目の設定の仕方、個人・グループの分け方、対象の設定の仕方等についても寄せられた意見の通り課題が残されているし、また、実習前・実習中・実習後のそれぞれの内容についてもさらに精査する必要があるだろう。その詳細は、ここでは省略するが、ともあれ今回初めての作業でもあり、不十分な点があったことは否めないとしても、ある程度期間を限定してミニмум・スタンダード、あるいはガイドラインとして設定し、実際に活用を図った上でフィードバックして、さらにバージョンアップを図るのが、現実的な手立てではないかと考える。

その場合、特に検討を要するのが、コメントでも出されているが、社会福祉援助技術実習スーパービジョンのミニマム・スタンダードとして設定するのか、または社会福祉援助技術現場実習の教育課程（または教育内容）のミニマム・スタンダードとして設定するのか、今一度検討する必要があるだろう。実習スーパービジョンとして設定する場合には、その定義を明確化し、コンセンサスを図る必要があるだろう。

課題の第三として、第一の研究テーマである社会福祉援助技術現場実習における学生のコンピテンシーの活用と連動させて、学生の実習のコンピテンシーを形成するような教育内容を再検討しつつ、ミニマム・スタンダードの内容をさらに充実させていく必要があるという点である。

さらに第四の課題として、実習機関・施設における実習教育の内容と連動させていく必要があるという点である。実習教育は、教育機関サイドと、実習機関・施設サイドの教育目標と教育方法に対する共通理解と合意にもとづいてなされることが重要である。この点については、実習現場におけるソーシャルワークのあり様と深く関連しており、簡単な事ではないが、まず教育機関としての実習における教育目標・教育の内容を伝えていく作業が第一歩ではないかと考える。その点でも、今回のような実習教育の内容や方法についてのミニマム・スタンダードが有効に活用できると考える。

このようにまだ、多くの課題が残されており、さらに検討を加える必要があると考えるが、概ね今回の実習スーパービジョンに関するミニマム・スタンダードについての意義は、評価されており、本協会として研究の段階から、公式の場における検討を経て、正式に実習教育に関するミニマム・スタンダードを設定し、有効に機能させる方策を検討することを提起したい。

また、今回のアンケート調査において、実習スーパービジョンに関する教員への研修の必要性については、具体的な対象や内容を設定するまでには至らなかったにも関わらず、回答の7割程度が必要であると回答している。

今後、研修の目標、対象の選定、研修の方法等について、実態に即しながら、さらにその内容について検討し、効果的な研修の内容や方法を検討する必要があると考える。その際、今回の実習スーパービジョンのミニマム・スタンダードに関連づけて述べるならば、教育機関自らが一連の実習教育のプログラムやスーパービジョンの内容や方法を自己点検・評価し、改善に向けての方向づけができるような研修内容が有効であると考えられる。

また、今回のアンケート調査において、実習教育に関わる教員の資質や能力に関する内容や、実習教育に関する教育体制についての意見もかなり寄せられている。

これらについての改善は、アクレディテーションとも深く関連していることであり、実習教育の質の保証と向上の基本に関わる課題でもある。今後、この点でのミニマム・スタンダードの設定や評価基準を明らかにし、本協会におけるアクレディテーションや第三者評価の基準として適用させていく必要があるだろう。

(法政大学 宮城 孝)

米本 秀仁（北星学園大学）

1. 本研究は、現場実習における実習学生のコンピテンシー研究と、実習担当教員による実習スーパービジョン研究の二部から成る。ソーシャルワーカーとしての社会福祉士養成に関する課題は山積みしているが、社会福祉援助技術現場実習を巡る状況は、その中でも中核的な課題群を有している。実習を巡る関係者は実習生だけではなく、実習指導者・実習担当教員そして当事者（利用者）を含めた4者になるのであるが、当事者（利用者）は実習教育・指導に何らの義務と責任を有するわけではない。従って、実習生・実習指導者・実習担当教員3者が、それぞれに役割と責任をもって実習に関係すると言える。しかしながら、これら3者が高水準の実習を実施するには、依然としてそれぞれに課題を抱えている。例えば、養成校側の課題として、

- 養成校の増大傾向の中で、膨大な実習生を依頼するために、相対的に実習施設・期間が少なく、ある意味では施設・機関の奪い合いが起きてきていること。
- 実習教育に係る資源（ヒト・モノ・カネ）の不足を訴える養成校が多いこと。
- 実習教育の学校間格差が大きいこと（実習教育の意義の浸透、実習教育カリキュラム体系の整備、全体カリキュラムでの科目間関連などの状態において）。
- 実習に関わる教員の経歴・資質・能力において格差があること。

等が指摘されている。実習受入指導側の課題としては、

- 現場において社会福祉士実習の受入・指導の意味・意義・理念の浸透状況に問題があること。
- 実習指導者間の格差が大きいこと。
- 社会福祉士実習が必ずしもソーシャルワーク実習になっていないこと。
- 実習指導プログラムが必ずしも適切に組み立てられていないこと。

等が指摘されている。そして実習生側の課題としては、

- 現場実習に向かう実習生の動機・目的が明確でないこと。
- 実習中に現場での積極性に欠ける実習生が見られること。
- 事前学習の不足が見られること。
- 実習生の基本的・社会的マナーが欠けていること。

等が指摘されている¹⁾。

言ってしまうと、実習関係3者いずれにおいても、格差が大きいということである。社会福祉士が国家資格をもった専門職としてある実践力の担保をしようとする場合には、このような実習関係3者のそれぞれに格差が大きくなるということは、その実践力の担保に疑念を生じさせることになる。特に現場実習は、履修科目とすれば必須であるが、国家試験科目としては問われないものであることである。本研究が実習生のコンピテンシーと実習担当教員の実習スーパービジョンの2点に焦点を当てたのも、この実習関係3者に見られる格差を少しでも縮小することを意図しているのである。少なくともいわゆるミニマム・スタンダードをクリアした者であることを保証し、そしてこのミニマム・スタンダードをクリアすることで、それ以上の資質・能力の開発は当の関係者に開かれているわけであるから、これらが相まって当事者の最善の利益を保障する専門職養成に資することになるはずであり、国家資格を有した専門職としての社会的信用を担保することになるであろうという意図である。

2. 以上のような背景で、今回の研究成果を概観してみるならば、先ずコンピテンシー研究については次のような点が言えるであろう。

- ・ 今回コンピテンシー項目策定の手順に則って作成した6領域・46項目の構成については、教員及び実習施設職員の両者から、おおよそ必要（適当）な項目であるとの賛同を得た。個々には、不要もしくは不適切なものとの指摘もあり、また他に必要な項目の提起もあったが、おおよその賛同を得たということは、策定手順に一定の妥当性があったと言える。領域区分や各区分内の構成項目については、一層の洗練が必要であることは言うまでもない。また、このような設問項目につきものの「判断基準」については、スケーリングの量化が難しいこともあり、基準境界の曖昧さは常に残る。同時に、今回の設問項目のワーディングについても、今後の洗練は必要な事柄である。

- ・ 実習学生に対する本コンピテンシーリストの試行は、横断的調査であった。この調査結果を、学年別及び実習前・中・後に並べ変えて、擬似的に縦断的調査結果として変容を読み取ると、明らかに学年が進むに連れて、及び実習前・中・後と進行するに連れて、学生の自己評価が高まる傾向が見られた。この点を、実習教育・実習指導の効果であると速断する訳には行かないが、C/D/E/F領域の改善が顕著であることから、一定程度は実習教育・実習指導が反映しているとも解釈できよう。しかしながら、特にD領域（ソ

ーシャルワークコンピテンシー)において最も評価が低いという実態は、教育・現場側共にソーシャルワークを十分に教育・実践できていないということも考えられる。これは実習という場面に限定されない、もっと広い教育・実践体系の中で検討しなければならない課題であろう。

3. 次に、実習スーパービジョンのミニマム・スタンダード設定に関する研究について見る。

- ・ これは、教育側の実習教育におけるスーパービジョンを実習前・中・後に行うに必要な項目として設定したものである。結果において先ず注目すべきは、このようなミニマム・スタンダード設定自体への賛否である。実習教育の質を担保するための条件として賛意を表明する立場と、大学の個性(自由度)を束縛するものとして反対を表明する立場の違いである。後者の立場は、ミニマム・スタンダードへ誤解に基づいている。本文でも触れているように、社会福祉士資格を持つソーシャルワーカーを一定の質をもったものとして担保するという社会的責任を果たそうとするならば、ミニマム・スタンダードのクリアの保証は必須であって、大学の自由度はその上に展開されるべきものである。このことは、社会福祉施設・機関の最低基準が常にそれを上回る形で実践されるよう要請されることと、同じ構造である。

- ・ 実習スーパービジョンの対象は実習学生であり、実習展開の前・中・後においては展開の性質が異なることからスーパービジョン内容も当然に異なる。試案として設定された項目内容は、実習担当教員調査からおおよそ支持された。しかし、実習を巡る多様な位相と実習への教員の見解の差異から見れば、項目内容はもっと多彩になることも考えられる。しかし、これもまたミニマム・スタンダードレベルで如何なる項目を設定するかの問題である。

- ・ 調査結果にも現れていたように、ミニマム・スタンダードの設定という作業は、ミニマム・スタンダードを実施できる訓練と平行する必要がある。実習担当教員への研修の必要性が回答者の6割から支持されたことはこれを物語る。但し、実習担当教員と言っても、実習教育への関わりは、科目担当専任から訪問指導担当のみまで多様である。その多様性に応じた研修プログラムが展開される必要があるだろう。

4. 以上の概観から、今後の展開方向について検討したい。

・ 先に述べたように、援助専門職の養成は、社会的責任を有するものであり、専門職援助の利用者への最善の利益を保証するために関わる、教育側と現場側の共同責任としてあるものである。この基本的認識の共有が、先ずは出発点として重要である。

・ 社会福祉実習関係3者は、いずれも格差が大きいという共通の問題を有していた。今回のコンピテンシー項目と実習スーパービジョン項目はいずれもミニマム・スタンダードの性格を有している。これは、明らかに最低限での格差の是正という目標を持つものである。実習関係3者はいずれもミニマム・スタンダードをクリアしているということを経済的に証明する責任をもっている。従って、実習関係3者それぞれのミニマム・スタンダードとは何かを明らかにしつつ²⁾、その測定と訓練の方策を策定していかなければならないことが大きな課題である。しかも、基本認識は、ミニマム・スタンダードは教育機関や現場実践の個性（自由度）を束縛するものではない、むしろ、自由を展開する基礎条件となると考えるべきである、ということである。

・ さらに、今回のコンピテンシー項目が実習スーパービジョン項目とどのように関連しているかを明らかにし、この成果を基に関係3者のミニマム・スタンダード項目の相互関連を明らかにしていく必要がある。同時に研究で明らかにされたことは、研究方法の課題が多々あるということである。コンピテンシー項目策定手順は一定の妥当性が明示されたが、しかし、依然として、項目領域や細項目の設定には議論が残る。且つ、それらの妥当性や測定の信頼性（評価基準の設定とその明示性）の確定の手順、項目設定後の調査法、成果（効果・変容）測定法等が課題として残っている。

・ 実習教育は、実習教育科目だけでは完結しない。専門職養成という目標に向けて、養成校修了時でどのような資質と能力を有した者として描くか（これには、現場側の見解も充分に取り入れられる必要がある）を基本にして、各構成教育科目がどのようにそれぞれの位置と役割を期待されるかが明示され、一つの強力なシステムとして展開される必要がある。現場実習のフルネームが「社会福祉援助技術現場実習」であることに留意するならば、専門職としての技術（それを支える理論）がどのようなものであるかが、教育伝達可能な形で操作化される必要がある。

・ この操作化が充分になされる一方で、教員及び実習指導者への研修システムが考案される必要がある。教育法・指導法（それらが実習場面に集約されるとスーパービジョン法ということになる）の分析と体系化が要請されるのであり、またこれを実施していく教育・研修の場の設定が重要な課題となろう。

〔注・文献〕

1. 社団法人日本社会福祉士会『社会福祉実習を担当する方のコンピテンシー養成講座基礎編』（2004.1）pp.12-16参照。更に、現場実習全般の問題を明らかにした調査報告書として、米本秀仁（研究代表）『平成13年度「長寿・子育て・障害者基金」福祉等基礎調査（社会福祉・医療事業団委託研究）社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方に関する調査研究報告書』（2002.3）を参照。
2. この試みとして、「2003年度全国社会福祉教育セミナー（2003.9.20-91）」における第2分科会「社会福祉士養成教育における現場実習の現状と課題～ミニマム・スタンダードの確立と実習施設・専門職との連携～」がある。

平成15年度
「社会福祉士専門職教育における現場実習指導教育に関する研究」
研究報告書
(平成15年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業)

2004年3月発行

社団法人日本社会福祉士養成校協会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町8
森山ビル東館305号室
TEL 03-5369-2737
FAX 03-5369-2572
<http://www.jascsw.jp/>
